平成18年11月宮崎県定例県議会 文教警察企業常任委員会会議録 平成18年12月8日~11日

場 所 第3委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第5号 職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例
- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・少年非行の現状について
- ・飲酒運転根絶対策の推進状況について
- ・平成18年度宮崎県学校教育改革推進協議会の 協議のまとめについて
- ・平成19年3月県立高等学校卒業予定者の就職 内定状況について
- ・平成18年度児童生徒の体力・運動能力調査結 果について
- ・平成18年度各事業の事業実績について

出席委員(8人)

外 委 員 長 Щ 良 治 副 浅 委 員 長 湯 弘 委 員 松 井 繁 夫 委 員 外 Ш 博 昌 中 村 坴 季 委 員 蓬 原 正 \equiv 委 員 +屋 幸 平 委 員 Ш 哲 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 吉田尚正

擎 務 畑勝 部 長 \mathbf{H} 己 警務部参事官兼首 席 監 察 官 柄 本 憲 生 生活安全部長 井 上 光 司 刑 事 部 長 石 村 明 朗 交 長 藤 榮 啓 通 部 伊 警 \equiv 男 備 長 﨑 部 \blacksquare 警務部参事官 谷 П 数 雄 警務部参事官兼 椎 康 計 課 生活安全部参事官 柏 田 憲 兼地域課長 務 井 課 長 松 宏 益 生活安全企画課長 木 伸 椎 小 年 課 長 大 町 正 行 交通部参事官兼 方 寬 白 運転免許課長 交通規制課長 中 亰 雅 夫

教育委員会

教 育 長 吉 Ш 耕 高 育総 石野田 蔵 教 育 次 長 (教育政策担当) 博 前 田 数 育 次 長 (教育振興担当) 信 島 雄 福 務 課 長 梅 原 誠 史 政策企画監 丸 洋 満 財務福利課長 1 \mathbf{H} 正 学校政策課長 洋 飛 田 学校支援監 Ш 智 白 特別支援教育室長 渋 谷 弘 教職員課長 學 谷 村 曹 生涯学習課長 島 美 敏 スポーツ振興課長 坂 П 和 隆 文 化 財 課 長 米 良 弘 康 人権同和教育室長 遠目塚 勉 企業局

企 業 局 日 髙 幸 平 長 局 黒 木 郁 雄 局 長 術) 伸次 時 庭 (技 長 古賀孝 総務 課 士 経営企画監 本 田 博 工 課 長 桑畑則幸 電 気 課 長 廣 山 潤一郎 施設管理課長 相 葉 利 晴 総合制御課長 白ヶ澤 宗 一

事務局職員出席者

 政策調査課主査
 千知岩 義 広

 議事課主任主事
 大 野 誠 一

〇外山良治委員長 ただいまから文教警察企業 常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。お手元に配付しております日程案のとおりでありますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 それでは、そのように決定 いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時2分再開

〇外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、本部長並びに関係部長の 説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いをいたします。

〇吉田警察本部長 警察本部長の吉田でござい

ます。委員長を初め委員の皆様方には、本年の 委員御就任以来、警察業務各般にわたりまし て、格別の御理解と御協力を賜っておりますこ とを心より御礼を申し上げます。

例年この時期になりますと、金融機関対象の 強盗事件を初めといたしまして、多種多様な事件の発生が懸念をされますことから、警察とい たしましては、県民の皆様が安心して新年を迎 えることができますように、職員一丸となりま して、年末特別警戒取締りを実施しているとこ ろでございます。委員の皆様におかれまして も、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお 願いを申し上げます。

本日は、その他の報告事項といたしまして、「少年非行の現状について」、「飲酒運転根絶対策の推進状況について」、この2項目につきまして、担当部長から報告をさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○井上生活安全部長 それでは、本年の県内におきます少年非行の現状について報告いたします。お手元に配付しております資料1をごらんいただきたいと思います。

平成17年までの過去10年間の全国と本県の少年非行情勢について図表化したものであります。本年の状況につきましては、統計の関係から10月末現在で記載をしております。

まず、1の犯罪少年の検挙状況についてであります。

本年10月末現在の犯罪少年は868人で、前年同期より82人、率にしまして8.6%減少をしております。このうち、傷害、窃盗などで検挙された刑法犯少年の特徴は、資料にも記載してありますように、窃盗犯が533人で62.8%を占め、最も多くなっております。中でも万引き、自転車盗などの、いわゆる「初発型非行」が窃盗犯全体

の87.2%を占めております。刑法犯少年の学校、職業別でありますが、高校生が432名で50.9%、中学生が189人、22.3%、両者で73.1%を占めております。

以上の特徴的傾向から、初発型非行の防止が 少年による犯罪行為を減少させることとなるため、第1に、万引き防止対策としまして、各警察署ごとに「万引き防止モデル店」を指定しまして、その管理者、店員の方々に万引き防止対策の要請を行ったほか、先般、新聞・テレビで報道されましたように、万引きに対する規範意識の高揚を図るため、県立佐土原高校産業デザイン科に万引き防止ステッカーのデザインを募集し、優秀作品を県内のモデル店に約500枚配付したところであります。

第2に、自転車・オートバイ盗の防止対策としまして、各警察署ごとに、管内の中学校、高校数校を「自転車・オートバイ盗難防止モデル校」に指定しまして、生徒主体による二重施錠や防犯登録等を推進し、生徒の防犯・規範意識を高揚させることで、盗難被害の防止を図っているところであります。この結果、本年の10月末現在では、少年による万引きの検挙人員、中学生、高校生の自転車盗・オートバイ盗被害が昨年同期より減少しているところであります。

凶悪犯につきましては、一昨年までは10人台で推移しておりましたが、昨年は2人、本年は10月末現在で1人の検挙にとどまっており、2年連続して大幅に減少しております。

傷害などの粗暴犯につきましては、77名を検 挙しており、前年同期より21人増加、プラ ス37.5%であります。

シンナー乱用等の特別法違反で検挙された特別法犯少年につきましては、19人を検挙しております。行為別では、虚偽申告等の軽犯罪法違

反が6人で31.6%、知り合いの児童に淫行させる等の児童福祉法違反が4人で21.1%を占めております。

次に、2の14歳未満で刑罰法令に触れる行為 をした触法少年の補導状況についてでありま す。

本年の10月末現在の触法少年は76人で、前年同期比では8人の増加、プラス11.8%であります。過去10年間では、平成9年の223人がピークでありました。昨年は84人、約3分の1に減少をしております。

触法少年で最も多い罪種は、窃盗の44人で57.9%を占めております。今後とも、関係機関や学校と連携しまして、小学校・中学校等における非行防止教室あるいはや薬物乱用防止教室を開催しまして、児童生徒の規範・防犯意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、3の不良行為少年の補導状況について であります。

本県における補導数は、平成14年から増加しておりますが、本年の10月末現在の不良行為少年の補導数は延べ9,461人で、昨年同期比2,301人の減少、マイナス19.6%であります。行為別でありますが、深夜徘回が5,571人で、全体の58.9%を占め、以下、喫煙、飲酒等となっております。学校・職業別では、高校生が3,106人で最も多く、32.9%を占めております。

なお、お配りした表で全国の補導数が空欄となっております。これは全国統計が半年ごとに集計をしますので、その関係で10月末現在の数が出てないということであります。ちなみに、6月末現在の不良行為少年は、全国では62万4,283人であります。本年の補導数が減少しましたのは、街頭活動を強化している面もありますけど、現在、全国的な展開を見せております

「地域の子どもを守ろう」という意識のもとに、 民間ボランティア活動が活性化していることも 大きな要因ではなかろうかというふうに考えて おります。今後とも、各種ボランティア団体と 連携を図りまして、積極的な補導活動を通じ て、子供の健全育成を図っていきたいと考えて おります。

最後に、少年の福祉を害する犯罪であります、いわゆる福祉犯の検挙状況についてであります。本年10月末現在、福祉犯の検挙は、29件29名で、昨年同期より9件6人増加しております。態様別で見ますと、青少年育成条例違犯が15件14人、児童買春・児童ポルノ法違反が6件6人、児童福祉法違反が3件5人となっております。

以上、少年の非行情勢について御説明しましたが、少年は、家庭、学校、地域社会で生活しており、それぞれの顔を持っております。今後とも、将来を担う子供たちをはぐくむという意識のもと、家庭、学校、地域社会、関係団体が一体となった効果的な非行防止活動を推進してまいります。以上であります。

○伊藤交通部長 飲酒運転根絶対策の推進状況 について御説明いたします。お手元の説明資料 2をごらんください。

最初に、県内の飲酒運転の交通事故発生状況 についてであります。

本県においても、全国と同様、平成13年12月の危険運転致死傷罪の新設や、翌年6月の飲酒運転等の罰則等の強化などの効果が薄れ、平成12年をピークに減少していた飲酒事故が、昨年は増加に転じ、発生件数が136件で、前年比プラス10件、死者数が14人で、前年比プラスの5人、負傷者数が172人で、前年比マイナスの3人となっております。また、本県の死亡事故に占

める飲酒運転の割合は約2割で、全国ワースト第3位となっております。なお、本年10月末の飲酒事故につきましては、昨年同期に比べ減少しているものの、79件の飲酒事故が発生し、10人が死亡をいたしております。これは、人身事故に飲酒が絡みますと、約8件に1人の割合で死者が出ることになり、全人身事故の109件に1人の割合と比べますと約14倍にもなりますので、飲酒運転の危険性については、改めて御認識いただけるものと思います。

次に、2の飲酒運転根絶対策の推進状況についてであります。

まず、(1)の飲酒運転の検挙状況につきま しては、飲酒運転の罰則強化や自動車運転代行 の利用などにより、検挙件数は年々減少をして いるところであります。しかし、本年9月と今 月実施しております全国一斉飲酒運転取締強化 週間に、昨日現在、県内で66件の飲酒運転が検 挙されるなど、いまだ悪質な飲酒運転が横行し ておりますので、引き続き、これから年末に向 けまして飲酒運転取り締まりを強化してまいり ます。また、悪質違反者には厳しく臨んでお り、昨日現在で、昨年同期を13人上回る143人を 飲酒運転で逮捕しております。さらに、本年 は、自動車運転代行業者による飲酒運転の教 唆・下命事件を検挙するなど、飲酒運転に係る 教唆・幇助犯についても厳しく追及をしている ところであります。

次に、(2)の飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進状況についてであります。まず、酒類提供飲食店等との連携につきましては、警察本部において、酒造・酒販組合、飲食店組合、ホテル旅館組合、コンビニ、ゴルフ場経営者等10団体の代表者と「飲酒運転根絶対策推進会議」を開催したところでございます。会議の結

果、現在、飲食店による「飲酒運転禁止」の呼び かけや、関係機関誌への飲酒運転防止の標語の 掲載、小売酒販組合による飲酒運転根絶ステッ カーの作成など、各団体が独自の取り組みを始 めているところであります。また、警察本部に おきましても、飲酒運転は悪質犯罪であること を呼びかけるポスター8,000枚を作成しまして、 居酒屋、飲食店等に配付して掲示を依頼したと ころであります。さらに、福岡県の飲酒事故以 降、各種事業所・団体等が飲酒運転追放の宣言 を行い、また、日向地区では「飲酒運転撲滅民 間協議会」が結成されるなど、各地域・職域で 飲酒運転追放機運が高まっているところであり ます。飲酒運転の危険性を訴え、県民の安全意 識を高めていくためには、このように地域と警 察が一体となった取り組みが最も効果的と考え ますので、新聞・テレビなどマスコミの協力を 得ながら、今後とも、飲酒運転根絶に向けた社 会環境づくりを推進してまいりたいと考えてお ります。

次に、(3)の運転者教育の推進状況につきましては、飲酒運転の危険性を理解させるため、新聞報道記事や交通安全教育ビデオを活用した各種講習を実施しているところであります。また、最近では、酒酔い運転が体験できるゴーグルが開発され、一部の自動車教習所が購入しておりますので、今後も連携を強化して体験型の交通安全教育を推進してまいりたいと考えております。

以上、主な推進状況を説明いたしましたが、 飲酒運転を根絶することは、警察のみでなし得 るものではありません。今後も、自治体を初め 関係機関・団体との連携強化を図りながら、効 果的な対策を推進してまいる所存でございま す。委員の皆様方には、今後とも、交通安全活 動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よ ろしくお願いを申し上げます。以上でありま す。

〇外山良治委員長 執行部の説明が終了しましたが、報告事項について質疑はありませんか。

○蓬原委員 飲酒運転についてですが、まだ結構あるんだなということを数字を聞いてびっくりしておりますが、県内で、地域的に偏りがあるもんですか、全県的な問題ですか。

○伊藤交通部長 人口の多いところは当然多くなってまいりますが、そういう意味でいけば、 全県大体同じような割合と思っております。

○蓬原委員 地域的な偏りはないということですね。

〇山口委員 資料1の中で4福祉犯の検挙状況 という意味での福祉犯という分類をしています が、その御説明をいただけませんか。

それから、飲酒運転の中で2(1)飲酒運転の検挙の中の飲酒運転に係わる教唆・幇助犯、この区別も申しわけありませんが、御説明いただけませんか。

〇井上生活安全部長 福祉犯の定義であります。これは少年を虐待するとか酷使するとか、 その他、少年の福祉を害しまたは少年に有害な影響を与える犯罪ということで定義づけております。法律としましては、「児童福祉法」でありますとか、「児童買春ポルノ法」でありますとか、「覚せい剤取締法」、「職業安定法」とか、いろんな法令がございます。

○伊藤交通部長 今、お尋ねの教唆・幇助の関係でございますけど、いわゆる教唆というのは、そそのかす、結局やらせる、幇助というのは、飲酒運転を助けるという意味合いに分かれておりますが、簡単に申し上げますと、「まあ、そのくらいなら、酔うちょらんからいい

じゃねか、おれを送っていけ」と、飲酒しているのを知りながらこれを運転させる、これは教唆したということになります。それと、幇助といいますのは、飲酒運転を助ける行為ですので、「帰えればおれの車に乗っていけ」と、自分の車のキーを貸したと、これも幇助になる可能性があります。

なお、本県で検挙しておりますのは、11月末 でございますが、教唆・幇助で4件ほど検挙し ております。このうちの1件が代行業者の教唆 ということで、この間、新聞にも載っておりま したが、そういうことでございます。以上で す。

〇山口委員 済みません。4件中教唆が1件、 幇助が3件という理解でよろしいんですか。

○伊藤交通部長 教唆が2件、幇助が2件でご ざいます。ちょっと詳しく申し上げますと、南 署管内で飲酒運転を知りながら車を貸し与えた ということで、これは幇助で検挙しておりま す。それと日南署管内では、飲酒している者に あえて運転をさせて、その車に同乗していった と、これは教唆ということで検挙しておりま す。それから、都城管内では、これは代行運転 業の関係ですが、飲酒している者に代行業関係 の車を運転させたということで、これは教唆と いうことでとらえて検挙しております。それと 延岡署管内におきましては、これも日南と同じ ようなことでありますが、運転者が飲酒してい ることを知りながら、貸し与えた自分の車にそ れを使って自分を迎えに来らせたということ で、これは幇助ということで検挙しておりま す。一応11月末でございますが、本県内で4件 ほど検挙ということです。以上でございます。

○十屋委員 同じく飲酒運転、先ほど言われた2割とワースト3位という不名誉な記録なんで

すけども、これ、少し詳しくお話しいただきたいのと、それから、全国一斉飲酒運転取締強化週間の実施のときに66件検挙したというんですが、年齢的な構成、若い人が中心になってやるのか、ある一定年齢の幅があるのか、そのあたりの分析はどのようにされているんですか。

○伊藤交通部長 まず第1点で、構成率20%、 宮崎は高いと、これはワースト3位でありま す。一番高いのは沖縄でありました。これは30 %超えております。全国平均が11%ぐらいの関 与ですので、それからするとワースト3だな と、倍ですので、それだけ宮崎の場合はまだ飲 酒運転に関与する事故が多いということが言え るかと思います。

それと、2点目でございますが、ちょっと年齢的な分析は今、進めておりますので、後でよろしかったら、分析が終わってからになりますけど、これはちょっと時間がかかるもんですから……。申しわけありません。

十屋委員の質問、今、資料が出てまいりましたので、年齢構成を申し上げますが、一応、逮捕者数143名、飲酒関係ですね。これを分析しますと、ちょっと小さくなりますけれども、20歳未満、これが5名おりました、3.5%、それから20歳から24歳が22名、15.4%、それから25歳から29歳が15名、10.5%、それと、あと合計していきますが、30代、これが25名、17.5%、それから40代28名、19.6%、それから50代が35名、24.5%、それから60から64歳が8名、5.6%、それと、65歳以上が5名、3.5%というふうな年代別の区分割合になっております。

それから、職業別もちょっとこれを出しておりますが、143名のうち建設業関係が18、それとサービス業関係が45、それと無職という方が20、それから農林業が11、飲食業が11、それ

から職業運転手が6、公務員が2、運輸業が 1、漁業が1、その他が28というふうな一応の 分析がしてございます。以上です。

○外山三博委員 アルコール検知器、民間でタクシー会社とかトラック運送業者がこれを使っておるという話をちょっと聞くんですが、実際、宮崎県では実情はどうなんですか。

○伊藤交通部長 アルコールの検知器は、簡易に検査ができるということで、交通安全用品を扱う業者が実際販売しております。それを購入して自分ところの営業の運転手に検査させるという事業者もあるやに聞いておりますが、どの程度の割合でやっているかは今のところ数字がありませんので、ちょっとわかりません。

○外山三博委員 警察が取り締まりで検知される器具がありますよね。それと民間で販売しておるでしょう。その精度、そこ辺は調べてみられたことはありますか。

〇伊藤交通部長 民間が使っている検知器と警察の検知器との精度の違いですか。

〇外山三博委員 はい。

○伊藤交通部長 いや、直接比べたことはございませんが……。

○外山三博委員 未然に防ぐということではこの検知器が精度がいいものであれば、運送業に携わる会社かそういうところが持って、本人は、夕べ飲んだんだからもう今、抜けておると思っても、朝、検知したらやっぱり呼気の中にアルコールが大分あるという場合もあると思うんですよね。ですから、そこ辺のところのこの器具の使い方というのは、有効に使えば飲酒運転を防いでいく手段にはなると思うんですよね。そこ辺のところはどうでしょうかね。

〇伊藤交通部長 アルコールの分解といいます か、これは肝臓の処理能力の差だろうと思うん です。それに体重でありますとか、そのときの 健康状態とか、これに大きくかかわってくると いうことですので……。

ちょっと質問から外れますけど、基本的な数 値ですけれども、摂取したアルコール、体重1 キログラムで考えますと、1時間にどのくらい 消費といいますか、分解できるかというのが出 ておりますが、体重70キロの場合は1時間当た り7から10グラムのアルコールが分解処理でき ると、これを時間に直しますと、例えば、ビー ルの大瓶、これ1本飲みます。その場合大体ア ルコール分が25.3グラムという数字が出るわけ ですが、これを先ほど申し上げましたような分 解能力で割ってみますと、時間的には大瓶が約 3時間、これ、基本的な数字になりますけれど も、そのような数字が出ております。ただ、こ れがまた飲んだ量でもちろん変わってきます し、時間でも違いますでしょうし、本人の体調 で大きく変わってくるということが言われてお りますので、我々としましては、実際アルコー ルが検知できないといいますか、完全に分解で きるのは24時間ぐらいは本当はかかるかなと考 えております。それで、少なくとも、午前さま と言いますが、12時過ぎて飲んで、朝の6時、 7時に車に乗ると必ずアルコールは残ってます よという御理解をしてくださいよということで お願いしているところであります。

それと、先ほどの検知器の関係ですが、やはりこれは民間に出ておりますが、4,800円ぐらいから、一番安いのが1,050円というのがありますが、これを使って簡易の測定ですから、法で言いますような0.15グラムとか何とかというのは出ませんので、アルコールが検知できればピーとなったり、アルコールがまだ出ますよというようなしるし、そういったいわゆる確度といい

ますか、精度は非常に低いんですね。しかし、 アルコールがまだ検知できるということは自分 でもそれで自覚できますから、「あ、これはま だ車に乗らん方がいいぞ」ということです。

それと、現在、県内のタクシーの関係とかバスの関係とか、いわば公共輸送機関に従事されるところは、運転手の方が事前にアルコールの検知器を使ってアルコールが検知できるかどうかを事前に検知をして、検出された人は運転しないということは今、事業所でやっておるわけですが、これをできたら民間の事業者まで一今、広がっているとは思うんですけれども、非常にこれは安いもんですから、これを使っていただくといいなと考えております。以上であります。

○外山三博委員 これは、例えば、厚生労働省 あたりが検査してJISマークというか、認定 マークとか、これはきちっとしてますよとか、 そういうものはないんですね、今のところは。

○伊藤交通部長 そういう法的に示された基準に合うような器械というんじゃなくて、あくまでも交通安全用品を売っている業者が独自に開発をして、これを販売しているということであります。それを警察がこれがいい、あれがいいということはちょっと言えませんので、ただ、目安として、まだアルコールが検知できますよということでも知っていただければ、十分効果はあるんじゃないかなとは考えます。

○山口委員 資料1の少年非行の現状について 再度お尋ねをいたします。

4番の福祉犯の検挙状況は別といたしまして、1、2、3はいわば結果ですよね。こういうことで検挙をしました、補導しましたということなんですが、先ほど生安部長の報告の中に、少年、それぞれ家庭で、学校で、地域社会

でという顔を持っていると、ですから、その三 者が協力して青少年の健全育成をというのは私 も同感でありますが、この犯罪少年、あるいは 触法少年、不良行為少年等の検挙後、それぞれ の当事者やあるいは保護者等については、どの ような対応がなされているんですかね。過日の 決算審査のときに伺いましたら、これは実人数 ではなくて、延べ人数ということですから、裏 を返せば再犯少年もかなり含まれているんでは ないかと思うんですね。

ですから、たばこを吸ったときに、そこで「お前だめだぞ」と注意して帰すのか、それともしっかり保護者にそのことを伝えているのか、また、保護者とその少年との関係等々含めて、ケアとでもいいましょうか、今後の対応策を含めてどのようなことがなされているのか、お聞かせいただけませんか。

○井上生活安全部長 お尋ねの非行少年のサポートの関係なんですが、各ブロック警察署に少年サポートセンターというのがございます。これはもちろん少年補導員でありますとか、少年(聴取不能)警察官でありますとか、ボランティアの方もいらっしゃいます。そういうことで、そういう非行少年につきましては、そういう継続的な補導といいますか、継続的な指導といいますか、それもやっておりますし、あるいは学校等との連携をしまして、学校、警察あるいは地域が一体となった再犯の防止といいますか、そういう活動等もやっております。

ただ、非常に、委員御指摘のように、再犯率というのが多うございまして、刑法犯では少年の場合は約35%ぐらい、特別法犯につきましては約50%ぐらいが全国的な平均として再犯率としては出ております。再犯率も非常に高いということですので、特に、そういう少年につきま

しては、継続補導、継続指導というのを引き続きやっていきたいというふうに考えております。

〇山口委員 せんだって、あるインターネット のサイトにある事件が掲載をされて、賛成派と 反対者が2ちゃんねるという中で大激論をし、 そのサイトが閉じられるというのがあったんで すね。それは、ある家族がレストランに行って 食事をした。大人たちはまだ食事をしたりお酒 を飲んでいたけれども、子供が飽きがきて店内 を走り回っていた。それをある店員が注意し て、「お前の親のしつけがなってない」と、こ う言った。ところが、子供が親に「お父さんの しつけがなってないと私は言われた」と言った ところ、客であるそのお父さんが、その店員を 呼びつけ、結果、そのお父さんの弟というのが その店員と店長を殴ったと。「我々は、お店に金 を払った。金を払う以上客である。客であるこ とについてお前らから一々言われることはな い」という意味で、彼らはサイトに意見を出し たところが、賛成する者もいれば、逆に親のし つけが悪いということで注意をされたら、それ は客であろうがなかろうが、むしろきちんとお 礼を言うべきではないかと、注意されたことに 腹を立てて店員を殴ることの方が子供に対する 教育がなってないというのがありまして、えら いな激論があったことがあるんですね。よく言 われるのは、こういう犯罪少年あるいは触法少 年の問題が起こるたびに、家庭は何をしている んだということが出てきます。やっぱり学校 も40人学級が多いから35人にしてくれとか、面 倒を見切れないというのをひ一ひ一言ってい る。一方では、地域社会もよそさんちの子供を しかったところで、その親から文句を言われる なら、もう言わない方がいいやと。ですから、

行政はこれは皆さん方教育委員会もそうです が、学校教育、家庭教育、社会教育、三者が協 力してとは言いながらも、実質的に一番しかれ る立場にあるのは実は家庭であると、逆に、家 庭がしっかりしてなければ、幾ら地域社会や学 校がしっかりしたとしても、完全なものについ ては最後まできちっと詰めることができないと いう部分があるんですね。要は、しゃべりにく いのかどうかわかりませんが、例えば、皆さん 方として、こういう犯罪少年あるいは触法少年 を補導検挙したときには、その家庭状況まで例 えば統計的にとらえられているんですか。いろ んな事情があって夜は保護者が家庭にはいない とか、いたけれどもこういうことをやっている とか、それはさらに一歩二歩突っ込んでいく と、父子家庭であったとか母子家庭であったと か、そこらのデータというのは皆さん方として は押さえられているんですか、伺います。

〇井上生活安全部長 少年の非行につきまして は家庭の話でございます。確かに、私も子供を 育てた関係で一番の原因といいますか、やっぱ り家庭が中心になるべきだろうというふうに思 います。ある新聞に載っておりました、家庭で 食事をしながらテレビをつけっ放し、親の話を 聞かずに子供の目はテレビに向いている、幾ら 親がそこで注意しても全く耳をかさないとか、 あるいは食事中に携帯電話だけ受けて親の言う ことは全く聞かないと、確かにそういう非行の 中心は、中心といいますか、最初は、家庭がい かに子供を育てるかということが大事だろうと いうふうに思っております。少年のそういう非 行等にはいろんなヤングテレホンという電話も ありまして、いろんな少年の悩みも聞いたりと かいうことも聞いております。ただ、今、委員 が言われましたように、その補導のときの事態

はですね、お父さんがいないとか、そういう家 庭環境は聞きますが、それ基づいた母子家庭で あるとか、そういう統計はとっておりません。 ただ、個人個人につきましては、補導のときに はそういう家庭実態というのは聴取はしており ますが、統計としてはとっておりません。

〇山口委員 ヤングテレホン等を設けて青少年 の悩みを聞くというのは、それは別な行政の手 段としては評価をしますが、悩みがあるから深 夜徘回をするということではないと思うんです ね。ですから、例えば、子供が「きょうは○○ 君ちへ勉強に行く」、「泊まりに行く」と言え ば、親は一言先方に対して「お世話になりま す。よろしくお願いします」という電話をすれ ば――親同士が連絡をすれば、子供もそこまで はいかないと思う。ところが、「○○さんちへ 行く」とか「泊まりに行く」と、こうなったと きに、その親同士の会話がなければ、もうそれ はまさに糸の切れたたこみたいな状況にならな いとも限らない。ですから、私は、保護者が両 親そろっているからいいとか、父子家庭、母子 家庭だから大変だろうということを言うつもり はないんです。やっぱりどういう状況であれ、 家庭は子供をしっかり成人になるまで育てなけ ればならない。それは県の育成条例の中にもそ ういうことは書いてあるんですよね、保護者と してこうしなければならないというのが。とこ ろが、それがほとんど野放図になった状態で、 そして、データをとっておられないということ ですから、私はもしかして、データはとってい るけれども、それがプライバシーに関すること だから報告しないのならそれでいいと思ったん ですよ。だけど、データをとってないというこ とになりますと、逆に、家庭の状況でいろいろ あって、夜は父親があるいは母親が、仕事に出 なきゃいけないために、家庭が保護者が不在の 状態になるというデータがあれば、逆に、それ は行政として、これは皆さん方の立場かどうか は別ですよ、教育委員会か福祉部門かは別とし て、じゃ、そういう家庭をどう保護していこう か、どう見守っていこうか、支えていこうかと いう行政としての施策がなされなければならな いと思うんですね。

だから、「お前は、深夜徘回した、けしからん」、「たばこ吸ったらだめじゃないか」、「自転車の万引きしたらだめだ」というところで終わって、親に話をしてそれで終わりという部分が、何か再犯を防ぐとか、あるいは新たな犯罪を生まないためのフォローという意味ではちょっと足りないんじゃないかという気がするんですね。皆さん方も忙しいから、とてもとなるとで我々の仕事を拘束されたくないというのはあるのかもしれませんが、できますならば、青少年がこういう犯罪あるいは非行に走る状況を皆さん方なりに分析をされて、さらに一歩二歩進んだ施策をどこかの部署で展開されるべきではないかと思ったもんですから、あえて何ったところです。なければ結構です。

〇外山良治委員長 ほか、ありませんか。 その他、何かありませんか。

○山口委員 先ほど本部長の方から歳末警戒の 話がありまして、頼もしいという言い方はおか しいかもしれませんが、ほんと、この年末、全 国的にいろんな事件が起こりまして、我々、普 通の者から考えますと、想像もできないような 事件が起こりますので、ひとつそこらの警戒は 怠りないようにお願いをいたしたいと思いま す。

ところで、せんだって、ある月刊誌に、警視 庁の犯罪マップなるものが発表されまして、各 所轄警察署ごとの犯罪状況、そして、それも交 番・駐在所ごとの犯罪状況というのが出たんで すね。私は、本県警のホームページ見たことが ないから何とも言えないんですが、例えば、自 転車泥棒については、宮崎北警察署が多いです よとか、空き巣ねらいについては、南警察署が 多いですとか、もちろん分母が多くなりますか ら、それぞれの所轄署ごとにあそこは大変だ、 どうだという批判なり評価にはなりませんが、 住民側からすればあのマップの中には例えば空 き巣ねらいは杉並区、高円寺、どこどこが多い とか、全部出ているんですね。これは、決して 皆さん方としてみれば隠すべき情報ではないと 思いますので、そのようなマップをこしらえる と、地域住民は、「あ、うちは空き巣に気をつ けなければならない」とか、「あ、この地域は自 転車泥棒が多いんだな」ということになると思 うんですが、そういった意味での犯罪の状況の 公開といいましょうか、マップ化ということに ついて、どのようにお考えになっているか、お 聞かせいただけませんか。

〇井上生活安全部長 犯罪マップにつきまして、都道府県でそういう今、言われました乗り物盗が多いとか、万引きが多いとか、いろいろ侵入盗が多いと、各警察署ごとにはつくっております。ただ、県民に対してそういう犯罪マップ全体の統計等を表に出してはおりませんが、内部的にはそういう警察(聴取不能)としては活用はしております。

○吉田本部長 今、山口委員から御指摘のように、警視庁でマップをつくって、これはインターネットにも出ております。これも実は平成14年から15年ぐらいでしょうか、いろいろ議論がございまして、やはり犯罪の発生状況を外向けに明らかにするということは余り芳しくな

いことではないかという議論もございました。 ただ、そのころちょうど刑法犯の認知件数が史 上最高という状況になりまして、今やそういう 時代ではなくて、犯罪の発生状況を国民・県民 に知らせることによって、防犯ボランティア活 動ですとか、みずからの安全はみずからで守る というような動きをもたらすことにもなるんで はないかということで、いろいろ議論をした末 に今、警視庁では犯罪の発生状況を明らかにい たします。

若干話が長くなって恐縮でございますけれども、そうしますと、世田谷ですとか、杉並ですとか、そういった一般に高級住宅街と言われておるようなところが、実は、犯罪の発生が非常に多いということがわかりまして、非常に地域住民の方々が危機感を持たれて、世田谷、杉並の方では防犯ボランティア活動ですとか、あるいは民間交番といったものもできるというようなことで、非常に取り組みが進んだという経緯がございました。

そういうことを踏まえまして、全国的にも犯罪の発生状況については積極的に提供していこうという方針が出されまして、本県におきまして、昨日も引ったくりがありましたというような情報について、当日起こった情報をメールで加入者に配信するといった個別の対応は今、いたしておりますし、それから、例えば、交番とか駐在所ごとには、「この地域での犯罪の発生状況はこうではは、「この地域での犯罪の発生状況はこうではいたしまして、身近なところでは「空き巣に御注意」とか、そういうふうなことを細かく地域住民の方にお知らせをいたしております。ただ、今、生安部長から答弁申し上げましたように、警察署ごとにこういう状況があるというこ

とについて、現在のところは外向けに出しておりませんけれども、これは決して提供しないということではございませんので、委員の御指摘を踏まえまして、そういった情報提供のあり方についても、さらに検討させていただきたいと思います。

〇山口委員 交通部長に、車の最高速度の変更 について警察庁等の動きがあれば御説明をいた だきたいと思いますが、現在の高速道路100キロ メートル、一般道路60キロメートルというの は、昭和35年に制定をされて、それから46年 たっているんだそうですね。当時は570万台ぐら いしか車がなかったけれども、現在ではその14 倍の約7,900万台、一方では、事故そのものは当 時に比較すると4割減っていると、ですから、 警察庁の定めた100キロ、そして60キロいという のは、46年前から比較すると、車の性能も大幅 にアップしているし、道路状況も格段によく なってきたということで、最高速度の60キロ メートル、100キロメートルを見直すべきではな いかという声が起こり始めて検討を始めたと、 これは私の資料のミスかどうかわかりません が、栃木県警では、国道119号は最高速度を60か ら80に上げたというのがあるんですね。こんな のは県警単独で変更できるものなのかなと思い ながらも、一方では、先進国で高速道路を100キ ロまで、一般道路60キロまでとしているのは日 本と韓国ぐらいで、他の先進諸国はほとんど無 制限だという話を聞きますと、交通死亡事故 が7,000人そこそこというのは無視できない数字 であるとしても、もう46年前に決めた数値も逆 に上方修正してもいい時期ではないのかなと、 僕らも思ったものですから、そこらの動きがあ れば何かお聞かせいただけませんか。

○伊藤交通部長 山口委員おっしゃったやつ、

具体的な話としては、私の方にはまだ上から来 ておりませんが、一部の情報的な話でいきます と、今おっしゃるように、最高速度の検討もこ れから検討はされていくんだろうと思います。

それで、栃木の例も出されましたけど、恐ら く自動車専用道路の話じゃないかなと思います けれども、一般国道につきましては、あくまで 法定速度が前提でございますので、本県におき ましても高速道路がありますが、本県の場合 は、道路幅員の問題とか構造問題で、一応80キ 口という制限が加わったりしております。あく までやはり道路環境、道路の状態等を見なが ら、そういった速度等も決められるんだろうな というふうに考えております。ただ、言えるこ とは、本県の場合も非常に道路状況はよくなり ました。しかし、よくなったがゆえに、重大事 故が発生しているのが現状でありますので、私 の意見として言わしてもらえれば、本県の場合 は、60キロで走るところがあれば十分かなとは 考えておりますが、これも、今後いろんな研究 をされるでしょうから、それを待ちたいと思い ます。できましたら、制限速度はしっかり守っ てくださいよということしか今、言えませんの で、よろしくお願いいたします。

〇山口委員 結構です。

〇外山良治委員長 ほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたしますが、警察本部については、特別な事件、さらには年末を目前にして、何かと多忙な日々が続いていると思いますが、職員の皆様には十分体に気をつけていただきますように、委員一同御祈念を申し上げたいと思います。執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前10時59分再開

〇外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろ しくお願いをいたします。

まず、お礼を申し上げます。本日の報告事項でございます「平成18年度宮崎県学校教育改革推進協議会」におきましては、去る6月13日を皮切りに、4回の会議を開催いたしました。外山委員長には、御多忙中にもかかわらず、委員として御出席をいただき、大所高所からの御意見を賜りました。まことにありがとうございました。

それでは、説明に入らさせていただきます。 お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願い いたします。

表紙をめくっていただきまして、目次のページをごらんください。議案第5号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、県立宮崎西高等学校に併設型の中高一貫教育校として、県立中学校を新設することに伴います所要の改正を行うものであります。

次に、その他の報告事項でございますが、「平成18年度宮崎県学校教育改革推進協議会の協議のまとめについて」など、3件を予定いたしております。

引き続き、関係課長が説明をいたしますの で、御審議のほど、よろしくお願いをいたしま す。以上でございます。

〇飛田学校政策課長 学校政策課でございます。別冊の文教警察企業常任委員会資料平成18 年度宮崎県学校教育改革推進協議会協議のまと めという冊子をごらんください。

平成18年度宮崎県学校教育改革推進協議会につきましては、外山委員長を初め15名の委員の方々に御協議をいただいたところでありますが、このほど協議のまとめを同会の菊池会長からいただきましたので、本日報告をさせていただきます。

1枚めくっていただき、資料の1ページをお開きください。「はじめに」という欄がありますが、はじめにをごらんください。1段落目にありますように、宮崎県学校教育改革推進協議会は、本県の学校教育改革及び宮崎県立学校教育整備計画の推進に係る意見を広く聴取するために設置いたしたものでありまして、これまで本協議会での議論を踏まえながら、教育委員会として、例えば、中高一貫校の設置や通学区域の撤廃等の県立学校の改革に取り組んできたところでございます。

第2段落目をごらんください。本年度の協議 事項につきましては、「小・中学校における教育の充実について」、「今後の中高一貫教育校について」、「特別支援教育への移行に向けた、小・中・高等学校を含めた体制整備の在り方及び盲・聾・養護学校の整備について」、「中途退学者・不登校生徒等への対応など多様

「中途返字者・不登校生徒等への対応など多様な教育ニーズに対応する今後の高等学校教育の在り方について」であり、本県の学校教育における4つの大きな課題について委員の方々に意見をいただいたところでございます。

3段落目をごらんください。本学校教育改革 推進協議会は年4回開催いたしました。そのほ か専門部会が3つございますが、義務教育等部会で年4回、高等学校等部会で年3回、特別支援教育部会で年3回の協議会を開催するとともに、県内8地区においても地区別協議会を開催するなどして、計22回の協議会を開催し、幅広く保護者やさまざまな専門家の方々の御意見も求めながら、議論を深めていただいたところでございます。

次に、協議いただいた具体的なテーマ・内容の説明ですが、2ページに小・中学校関係、それから3ページに中高一貫関係、それから4ページに特別支援関係、それから5ページに高等学校教育関係を示しておりますが、後でごらんいただけたらと思います。

それから、協議の結果でございますが、次に6ページをお開きください。6ページの上の方になりますが、協議事項1は、小・中学校における教育の充実についてですが、協議の主な意見として、小中一貫教育の推進については、1番目①の3番目の丸にありますように、「小中一貫教育は、問題行動等が低年齢化する中で、有効な手立てになるのではないか。」などの御意見をいただきました。このような意見をもとに、協議のまとめとして、下の四角囲みの中になりますが、読ませていただきます。

「子どもたちによりよい教育環境を提供するためには、小・中学校の連携をこれまで以上に進めた小中一貫教育の実施が望まれる。小中一貫教育の導入により、教師が9年間を見通した一貫した指導を行うことや、小・中学校それぞれのよさを融合した指導を行うことで、子どもたちの学力の向上、いじめなどの問題行動や不登校の解消、また教師自身の意識改革や資質の向上につながることが期待される。

小中一貫教育の推進に当たっては、小・中学

校教員の免許の問題に関して様々な角度から検討する必要がある。また、推進方法の一つとして構造改革特別区域なども視野に入れてほしい。さらに、県教育委員会と市町村教育委員会とが緊密な連携を図りながら、保護者や地域の方々の意見を十分に聞くことや指導の連続性や継続性を重視した教育課程の編成の工夫など、小・中・高の一貫した教育をどう具体化するか等について研究を行うことが大切である。

今後の本県における小学校英語教育の方向性については、国の動向も踏まえつつ慎重に研究していく必要がある。しかし、現在、ほとんどの小学校で英語活動が行われている状況を考えたとき、指導者である教員への研修の実施は急務である。」というような内容の提言をいただきました。

7ページをごらんください。今後の中高一貫 教育校については、協議の主な意見として、① の3番目の丸でございますが、「将来の宮崎県 の人材育成という観点からも新たな中高一貫教 育校をつくることが重要である。」というよう な中高一貫教育校設置に対して新設を望む意見 を多くいただきました。このような意見をもと にⅡの協議のまとめ、下の四角囲みになります が

「全国で最初に設置された五ヶ瀬中等教育学校 が様々な面で実績を残す中、宮崎西高等学校附 属中学校の学校説明会には、定員を大幅に超え る児童とその保護者が集まるなど、中高一貫教 育は県民の期待を集めている。

中高一貫教育の推進は、地域の活性化、少子 化による教育の効率化、カリキュラムの一貫性 による実効性の面で効果があることから、各地 域のニーズや実態を踏まえて併設型や連携型の 中高一貫あるいは小中高一貫など様々な形態の 設置を検討して欲しい。

また、設置する地域については、保護者の経済的負担の軽減や、親元から通学できるようにするため、地域のバランスを考慮しながら、これまでの設置地域以外への設置を検討して欲しい。

芸術・文化・体育などの分野及び専門高校と 連携する中高一貫教育校については、検討すべ き課題も多いので、今後も継続して研究して欲 しい。」というような内容の提言をいただきま した。

8ページをお開きください。協議事項3今後の特別支援教育への移行に向けた体制整備については、1協議の主な意見として、中ほどになりますが、小・中・高等学校の整備の在り方の欄でございますが、その3番目の丸「小・中学校等においては、特別支援学校との連携を深め、そのセンター的機能を積極的に活用する必要がある。」などの御意見をいただきました。

このような意見をもとに、Ⅱの協議のまとめ として、四角囲みの中になりますが、

「本県における特別支援教育は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しており、その充実を図るためには、多様なニーズに柔軟に対応できるシステムを構築することが重要である。

そのためには、小・中・高等学校等における特別支援教育の充実を目指し、全ての教員の資質の向上を図るための研修の充実や特別支援学校による支援を含む関係機関との連携等の体制整備を図ることが求められる。

また、学校教育法の改正を受け、現在の「盲・ 聾・養護学校」を複数の障がいに対応することの できる「特別支援学校」へ移行することが可能に なったことから、地域のニーズに対応した特別 支援学校として、分校や分教室の設置、再編を 含めた整備の在り方等について検討を行うこと が必要である。」というような内容の提言をい ただきました。

次に、9ページをごらんください。協議事項 4中途退学者・不登校生徒等への対応など、多様な教育ニーズに対応する今後の高等学校教育 の在り方については、1協議の主な意見として、中途退学者・不登校生等への対応としては、①の最初の丸ですが、「不登校生徒や中途退学者を出さないためには、日常の各学校での指導の充実を図りながら、学校カウンセラーやハートサポーターを積極的に活用するとともに、中学校や家庭との連携強化が一層求められる」などの御意見をいただきました。このような意見をもとにⅡの協議のまとめ、四角囲みでございますが、

「中途退学者・不登校生等への対応については、生徒指導体制の充実や、キャリア教育の推進など、各学校において、中途退学者や不登校生を出さないための一層の取組と中学校におけるこれまで以上の進路指導の取組が必要である。その際には、家庭や学校、関係機関との連携が不可欠となる。

また、現在中途退学者や不登校生等の多くを受け入れている定時制通信制教育においては、就労・進学に対する支援をはじめ、転編入の制度等の弾力化や、全日制と定時制の単位互換の検討など、中途退学者や不登校生等の就学や卒業に向けた支援の更なる充実が望まれる。

現在高等学校に在籍する発達障がいのある生 徒への対応については、校内研修をはじめとす る支援体制の整備や啓発パンフレット等の作 成、関係機関との連携など、理解と支援のため にさまざまな手立てを講じて欲しい。

さらに、多様な教育ニーズに対応する新しい タイプの学校や学科の設置については、これま での高等学校再編整備計画に基づいた取組の成 果も検証しながら、今後も研究を続けて欲し い。」というような内容の提言をいただきまし た。

最後になりますが、本まとめは、本年度の学校教育改革推進協議会や専門部会、地区別協議会の内容を協議のまとめとして取りまとめていただいたものでございます。各界を代表する方々から、専門的かつ幅広い視点でいただいた貴重な御意見でございますので、これらの意見を今後の施策や事業等の検討等に十分参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〇白川学校支援監 常任委員会資料の5ページ をごらんいただきたいと思います。平成19年3 月県立高等学校卒業予定者の10月31日現在の就 職内定状況について御報告をさせていただきま す。

表をごらんいただきたいと思いますが、表の 左側が平成18年度の状況を、右側が平成17年度 同期の実績を示しております。平成18年度の合 計の欄の、特に太文字で記載した部分を上の段 から順に下の方へごらんいただきたいと思いま す。

まず、今年度の卒業予定者は8,867名でございます。そのうち、就職希望者は、その3段下にありますように、県内、県外の希望を合わせまして2,888名であります。このうち10月31日までに就職が内定した生徒は、その3段下にありますように1,752名で、昨年同期より175名増加しております。内定率といたしましては、一番下の段にありますように60.7%となりまして、昨

年同期より6.9ポイントの増加となっております。以上でございます。

○谷村教職員課長 教職員課でございます。よろしくお願いします。まず、提出議案でございますが、この白い冊子の方で言いますと、平成18年11月定例県議会提出議案、括弧して議案第15号というのがない方でございます。分の厚い方でございます。これでいきますと15ページでございます。説明につきましては、別冊の文教警察企業常任委員会資料で説明をさせていただきます。その1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。本条例につきましては、1の改正理由にありますとおり、県立宮崎西高等学校に併設型の中高一貫教育校として、附属中学校を設置することに伴いまして、2の改正内容にあります3つの条例を一括して改正するものでございます。まず、(1)の職員の給与に関する条例についてであります。これは、義務教育等教員特別手当の支給対象となる学校に「中学校」を加え、また、同様に高等学校等県立学校等に適用されております教育職員給与表(二)の適用範囲に「中学校」を加える改正でございます。

次に(2)でございますが、県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例についてでございます。これは、勤務の特殊性や困難性に応じて支給されます教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の支給範囲に、同様に「中学校」を加えるものでございます。

次に、(3)の宮崎県教育関係職員定数条例についてでございます。これは、教育関係職員の定数の県立学校職員の定義に「中学校」を追加するものでございます。

なお、3にあります新旧対照表は、次のページ2ページが給与等に関する条例、それから3ページが特殊勤務手当関係、それから4ページが定数関係というふうに添付をしております。 ごらんおきいただきたいと思います。

次に、4の施行期日ですが、平成19年1月1日を予定しております。

以上であります。御審議のほどよろしくお願 いいたします。

○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課でご ざいます。よろしくお願いを申し上げます。文 教警察企業常任委員会資料の6ページをごらん いただきたいと思います。

平成18年度の児童生徒の体力・運動能力調査結果についてでございます。この調査は、本県における児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、体力・運動能力の向上を図ることを目的に、公立の小・中・高等学校の全児童生徒を対象に平成15年度から実施をしているものでございます。調査結果の概要につきまして、7ページ、8ページの図表を用いて説明をさせていただきます。

次の7ページの図表1をごらんいただきたいと思います。全国との比較であります。表の縦に男女別に小学校1年生から高校3年生までの学校学年別に区分し、表の横に、握力、上体起こしなどの体力テストの項目を示しております。全国の平均値を上回っている項目を二重丸に網かけをしております。反対に下回っている項目を黒い三角で示しております。なお、図表の左側が平成17年度、右側が18年度を示しております。一番下の総計の欄にありますように、男女別、項目別に見ますと、全部で204項目となりますが、平成17年度は204項目中全国平均値を上回った項目が66項目、32.4%でありましたけ

れども、平成18年度は121項目、59.3%と大幅に 伸びてきております。

次に、本県の前年度との比較について御説明を申し上げます。8ページの図表2をごらんいただきたいと思います。一番下の総計の欄にありますように、平成17年度は121項目、59.3%が平成16年度より上回っておりましたけれども、平成18年度は176項目、86.3%が平成17年度よりも上回っております。

次に、6ページにお戻りをいただきたいと思います。ただいま御説明をいたしました図表 1、図表2の概要につきましては、1全国との 比較、2本県の前年度との比較に記載している とおりでございます。

次に、今後の取り組みでございますけれども、まず、1の体力向上プランの修正と具体的な実践への支援であります。①の体力向上プラン修正の提出につきましては、各学校に対しまして②③④のような各種資料を提供するとともに、本年11月にそれぞれの学校の調査結果をフィードバックしたところであります。これらの資料をもとに、各学校が現在策定をしております体力向上プランを十分に検証していただき、体力向上対策をさらに進めるようにお願いをしたところでございます。

次に、2の体育学習への支援であります。県 教育委員会では、小林市立細野小学校、細野中 学校及び宮崎西高校を①の体力向上研究推進モ デル校として指定をしておりますけれども、こ れらの学校では大変すばらしい成果が出ており ます。この結果を県内のすべての学校に広め て、さらに体力向上を進めてまいりたいと考え ているところでございます。これまで1から3 にありますような観点から、各学校の体力向上 への取り組みや体育学習への充実を図るととも に、幼児や小学校低学年からの体力向上への意識の高揚を図ってまいりましたけれども、これらの取り組みをさらに充実強化することで、子供たちの体力向上に一層努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○外山良治委員長 ありがとうございました。 執行部の説明が終了いたしましたが、まず、議 案第5号について質疑を受けたいと思います が、議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 それぞれ文言を加えるところがあると思うんですが、特殊勤務手当で加えられ中学校が入ったことで、今と今後どういうふうな形に先生たちはなるのか。3ページの……。

○谷村教職員課長 これ、今までの小学校、中学校、高等学校含めてですが、教員特殊業務手当というのが例えば、中身言いますと、非常災害時の緊急業務だとか、あるいは修学旅行等で子供たちを引率していくとか、あるいは対外運動競技等で引率していくとか、そういうものなんですね。だから、今度、中学校を加えますということは、中学校でそういう行事があった場合には、今まで市町村立の小中学校で出ておりました手当と同じものを出しますよということなんです。以上です。

○山口委員 2ページのこの現行の中に県立学校と市町村立の小学校及び中学校とのバランスを欠くと、こうなっているんですが、今の十屋委員への答弁からしますと、幾つもあるんですね、何か……。今言われた、修学旅行とか何とかと、こうありますが、幾つ手当というのはあって、また、額としてどれぐらいなんですか。

○谷村教職員課長 特殊勤務なんですが、例えば、こういう内容がございます。1番の非常災害の緊急業務というのがあるんですが、これは

児童生徒の保護または緊急の防災普及ということで、例えば、子供が夜どっかいなくなったということで先生たちが補導に行ったりとかしますね。そういうときに出るもので日額3,200円。それから、子供たちがけがをしたとか、あるいは疾病に伴う救急業務、例えば、水難事故あたりで行方不明になって先生たちが探しに行きますね。そういうときなんかに出るのが日額3,000円とかですね、それから児童生徒が先ほどは防災でしたが、緊急の補導業務ということで、例えば夜間徘回等でいなくなって、学校の先生たちが街に探しに行くとか、そういう場合には3,000円とかですね、そういうのが非常災害時の緊急業務ということです。

それから、2つ目、先ほども言いました修学旅行あるいは林間・臨海学校において、児童生徒を引率して行う指導業務、こういうものについては2,100円、それから教育委員会が定める対外運動競技、例えば高体連なんかの大会だとか、中体連の大会なんかに引率していきますね。そういうときに1,700円、それから部活動で子供たちを土曜、日曜等に引率していきますが、そのときに1,700円、そういうものなどが特殊業務手当ということでございます。

〇山口委員 少し聞いてびっくりした部分がありましてね、それは、教師である以上当然じゃないのかなという気がする部分があるんですね。学校教育の中でそれはもう日常勤務の中で当然賄われているんじゃないんですか。例えば、皆さん方もそうでしょうけれども、県職員だって行政職と公安職と教育職というのは教育職が一番高いように、前もって含まれていると思ったんですが、そういう考え方ではなくて、それは学校から外に出るとか、あるいは時間外ということがあるから、こういう形の突発的な

ことに対する手当をつけているという考え方なんですか。

○谷村教職員課長 はい、そのとおりでございます。

〇山口委員 一方では、過去、人確法「人材確保法」等に基づいて、教諭というのはかつて他の行政職に比較して、給与を上げてきたいきさつがありますし、また、時間外等があってないようなものだからということを含めて、それは時間外を含めた、ある意味での給与体系になっていると私は聞いていたんですが、そうはなってないんですか。

○谷村教職員課長 今の特殊業務というのは、 主要件として、ある程度の時間、例えば、土日 にかけて8時間以上とかいう縛りがございま す。先ほどおっしゃいました職とか、例えば日 ごろ持ち帰り残業だとかってたくさんあります ね。そういうものについては、あるいは日ごろ の平日の部活動、5時以降に例えば7時ごろま で部活動とかやりますね。そういうものをもろ もろ、あるいは日ごろの例えば帰りに家庭訪問 に行って指導するとかいろいろあるでしょう が、そういうものは超勤、超過勤務としてなか なか把握ができないと、教諭という職の特殊性 から。そういうものについては、教職調整額と いうことで4%は支給されているわけです。 で、それを超えるような、こういう明らかに一 晩どっかに泊まって移動するような大きな業務 については、こういう特殊業務ということでご ざいます。以上です。

〇山口委員 了解しました。

〇外山良治委員長 議案について、ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 次に、その他の報告事項に

ついて質疑はありませんか。

○蓬原委員 8ページなんですが、体力と運動能力調査です。ちょっと言葉の、運動の意味がわからないんで教えてください。シャトルランというのがあるんですが、シャトルというのはバスがシャトルというのはありますけど、わかってわからないような、どういう距離で、どういうことをやるのか。

○坂口スポーツ振興課長 20メーターの距離が ございます。そこを一定のリズムで走ります。 そのリズムは最初はゆっくりなんですけれど も、だんだんリズムが早くなってまいります。 そのリズム内でその20メートルを行かなくては いけないわけですけれども、それをずっと繰り 返します。そこで、2回ほどおくれた者はそこ でもうアウト、その回数で終わり。そのリズム を最初はゆっくりなんですけれども、だんだん 早くなってまいります。その回数を何回やった かということで持久力をはかるものでございま す。20メートルの間ありますね。20メートル距 離の間をこちらから走っていきます。例えば、 最初は1、2、3、4、5ぐらいのリズムだ と、それでその20メートルを行けばいいんです けれども、そのリズムがだんだん早くなってき ます。1、2、3、4、5その間で行かなくは いけない。その中で2回おくれた場合は、もう そこでアウト、その回数をはかってその人の持 久力ということを測定いたします。

〇蓬原委員 ということは、だんだんとメトロロームが早くなっていくわけですが、どこまでついてこれるかということですか。

○坂口スポーツ振興課長 そうですね。その回数をはかって、その人の持久力と……。

○蓬原委員 これは単位は回という数字なんですか。

○坂口スポーツ振興課長 そうですね。

〇蓬原委員 持久走を小学校やっておられませんが、持久走をやらないのは、そのシャトルランとの関係ですか。

○坂口スポーツ振興課長 はい、シャトルランとの関係でございます。できるだけ、そのシャトルランの方が事故も少ないというような形もございますので、持久走については、中学生以上と、どちらを選んでもいいということでございます。

○十屋委員 同じくそこで、ここに全国との比較で出ているんですけども、顕著にいい部分と悪い部分とがはっきりしていると思うんですね。それを踏まえて、県内の児童生徒がどういう傾向にあるかというのはもうおわかりだと思うんですが、このシャトルランなり、反復横飛びがよくて、握力が落ちてというのはどういうふうに判断されているのか──分析されているのかといった方がいいですね。分析をされて次年度に生かすのには、具体的にこういうことをしよう、ああいうことをしようというのはあるのか。

もう一つ、あるのはね、結構、我々の世代のときは小学生にしても、中学生にしてもランドセルとかあって結構重かったんですよ。今の子供たちは、教科書が薄くなっているばっかりで、そういう日常の生活の中でもそれぞれの負荷がかかってないので、鍛え方が違うのかなというとこら辺もあったもんですから、だからといって、鉄アレーを持って歩けというわけではないんですけどね。その辺も含めてちょっと判断をお聞かせください。

○坂口スポーツ振興課長 最初の御質問でございますけれども、各学校には、ここにございますように、体力向上プランというのをつくって

おります。各学校では、自分の学校は、例えば 敏捷性が弱いとか、筋力が弱いとか、はっきり データが出てまいりますので、そのデータに基 づいて体力向上プランをつくります。そういっ たことで、各学校では、自分の学校では持久力 が劣っていればその持久力をメーンにしなが ら、こういった体力向上プランをつくっている ところでございます。そして、本年度出ました ので、もうデータは各学校に戻してありますの で、今年度はどうだったのかなということで、 体力向上プランを修正をして、次年度の体力向 上に向かうということでございます。

それから、今、負荷のことが出ましたけれども、各学校では例えばいろんなペットボトルを用いた水を入れてダンベルのかわりにしたりとか、そういった物を使って筋力を強化しようとか、そういう工夫をこの体力向上プランの中にも入れながら、努力をしているというところでございます。以上でございます。

○十屋委員 1つだけ。握力について、17年度は全体的に握力がないように思うんですけれども、18年度はかなり向上したと思うんですが、これは一つの例として、どういう取り組みをして──8ページのところは、三角丸がかなり減って、二重丸が前年より上回っているというふうに出ているんですが、何か特徴的な取り組みというのがあれば、ちょっとお話しいただけますか。

○坂口スポーツ振興課長 伸びている学校を ちょっと聞きますと、例えば、ぞうきん絞りを するとか、そういった工夫を各学校やってい る、そういった継続的な工夫で握力が伸びてい るということを聞いております。

〇十屋委員 結果として、いろんな基礎体力の 部分でしょうから、これから派生していくと、 今回国体であったように、競技力の向上へと結びついていかなければならないなというふうに思うんですね。体力がなければどんなスポーツも成り立ちませんので、そういうところで18年度今回成績上げられて、今後はまたこの体力をずっと上げていくことでそれに直接的に結びつくものと考えられるのか、結びつけようとされるのか、そのあたりはどんなですかね。

○坂口スポーツ振興課長 この取り組みを16年度からずっとやってきて今、3年目になって、こういった成果が出てきているんですけれども、当然、こういった運動能力と、各選手、競技力向上を目指している子供たちの、そういった運動能力も高まってまいりますので、そういう技能にぜひ結びつけながらやっていきたいと私たちは考えているところでございます。

○十屋委員 そこまでいったときに、それでは、今、そういう全国レベルにある子供たちのそれぞれスポーツ団体とか競技団体とありますよね。そういう生徒の体力測定とかというのは、特別、教育委員会としてはされているんでしょうかね。

○坂口スポーツ振興課長 全部の選手ではない んですけれども、毎年、何種目か決めて、子供 たちの運動能力というのを医大で測定したりと か、そういうことは県の体育協会の方でやって いるところでございます。

〇十屋委員 その結果として、3年間やられた 中で向上していっているのかどうかという分析 はされていますか。

○坂口スポーツ振興課長 その追跡はまだやってないところですけれども、今後の課題として、そういうこともデータを蓄積しながら、幅広く検討してみたいと考えているところでございます。

〇山口委員 今の皆さん方の質問に関連しますが、7ページ、8ページ中、持久走を選択されないのは、全国的に事故等のことがあって選択されないのか。それとも、本県のみがこれを選択しないのか、そこらをちょっとお聞かせいただけませんか。

○坂口スポーツ振興課長 全国的な傾向でございます。

〇山口委員 ちなみに、小学校は、1年生から 6年生まで持久走とは何メートルぐらいを言う んですかね。

○坂口スポーツ振興課長 小学校にはこの持久 走は課しておりません、このテストには。体力 運動能力調査……。

〇山口委員 わかりました。じゃ、もう項目の中に持久走はないんだということで理解をします。ちなみに、中学校、高等学校の持久走とはどれくらいの距離を指すんですか。

〇坂口スポーツ振興課長男子が1,500メートル、女子が1,000メートルでございます。

○山口委員 中学校も高等学校も同じですか。○坂口スポーツ振興課長 そうでございます。

〇山口委員 伺いたいのは、6ページの今後の 取組という中に、具体的な実践への支援という ことが書いてありまして、また、そのために 「体育振興指導教員の小学校派遣の実施」なん ていうのを見ますとね、体力向上のために専門 職の人まで派遣しなきゃいけないぐらいなのか なと、内心情けなくなる感じがするんです ね。40年前、50年前を言ってもせんないことで はありますけれども、私は、小学校、中学校延 岡でありまして、これ、皆さん方、共通するこ とでしょうが、あのころ、男子といえば缶けり とか鬼ごっことか、馬乗り、馬けりということ で、要するに体を使って遊ぶ。女子も縄跳び、

ゴム跳びとかあってやっぱり体を使う。そし て、昔は体力使いながら、かつ子供の遊びに歌 があったなんて言います。私が、延岡というの をあえて申し上げたのは、旭化成の関係で、本 社地区から転校されてきた子供さんというの は、今で言ういじめではありませんけどね、青 びょうたんに近かったんですよね。僕らがはだ しで校庭を駆け回るときに、彼らは靴をはい て、ソックスまではいていると、えらいな違い だなということで、しかし一方では、体力的に 絶対的な自信を持っていた。ところが、もう今 や全国平均にも追いつかないという、田舎の小 学校、中学、高校――高校はいいですけどね。 どうしたもんだという気がするんですね。要 は、6ページの今後の取組というこの部分は、 学校のどの時間帯でやっていこうとするんです か。それは業間でいくのか、昼休みの運動の時 間でやるのか、それとも、授業時間の中に織り 込もうとするんですかね。

○坂口スポーツ振興課長 すべてでございますけれども、特に、業間体育の中でも取り組んでほしいと思いますし、今、取り組んでおりますけれども、あわせて昼休みでの時間を使ったりすること、それから放課後、特にまた、授業の中でも、授業が始まる前に5分ぐらい体力づくりをするとか、そういう全教育活動を使って体力づくりをやってほしいと私たちは願って、そういう指導をしているところでございます。

〇山口委員 わかりました。ちょっと手を抜いてしまいますと、すぐもとに戻る部分がありますから、やり方については深く申し上げませんが、今は、高齢者を含めて、都会の方が元気なんですよね。電車の中で立ったままつり革にぶら下がり、駅のホームを背筋伸ばしてさっそうと歩かれると言いますと、本来、自然環境に恵

まれている田舎の方が体力的にはありがちなんですが、今や、子供は外に出て遊ばずにテレビゲームで、要は、視力と指だけを使えば友達との交流ができるという、ちょっと僕らの時代と違った部分がありますが、指導者の方もメタボリック症候群なんて言われましてね、教える方も教える方かなという気がするんですが、どうぞ、手を抜かずに、地道な活動をやりながら、全国平均を上回る頑張りを見せてほしいと思います。

〇中村委員 この表を見せていただいて、頑 張っている部分について、私は、学校で指導さ れている部分じゃないと思うんですよ。学校で 指導されて、これだけのプラスになっているん じゃない。これは、すべてがスポーツ少年団あ たりの、例えばいろんな、柔道あり、剣道あ り、野球あり、サッカーあり、ここが支えてい るから、本県がある程度二重丸があるんであっ て、学校体育の中のことであれば、このように 二重丸はないと思うんですね。なぜかという と、スポーツ少年団あたりの社会教育の中で一 生懸命取り組んでいるからこそ、ここまで上 がっていることであって、学校教育の中でほっ たらかしておって、社会体育の部分がなけれ ば、ここまで追いついてないだろうと思うんで すね。

であれば、学校体育の中でどうすればいいかというと、私は、いつもひんしゅくを買うんですが、小学校はすべて先生が数学から体育から全部担わなくちゃいけない。前、一回言ったことがありますけど、体育専門の先生を派遣して、もうずっとその学校に派遣してもいいんじゃないかということを言ったことがあるんですが、今、小学校の先生方、男女比率が7対3、そのような状況になっておる中で、やっぱ

りここにしわ寄せが来ているんじゃないかというような気がして仕方がないんですよね。そうすれば、やはり男性の先生を今後も入れておかないと、運動するにしてもすべからく、相撲をとったりとか、あるいはサッカーしたりとか、そういう激しいスポーツを本当に女性の先生方が小学校の中で教えられるのかという部分が気になるんですね。全国的にそうかもしれないけど、高校生がぐっとよくなっているのは、やっぱり体育の専門の先生がおって体育をやる、そしてまた、部活に入っている部分があるということなんでしょうからね。小学生ぐらいを考えると、社会体育で支えている部分が大きいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○坂口スポーツ振興課長 委員の御指摘のとお り、確かにスポーツ少年団、九州で2番目の団 員数も誇っております。それから、中学生の運 動部活動の加入、それから高等学校の運動部の 加入も少しずつではありますけれども伸びてき ております。そういった運動部に加入してい る、運動に携わっている子供たちの支えも大き いと思いますけれども、運動をしていない子供 たちに――入っていない子供たちにどう日常の 中で運動をしてもらうのか、スポーツをしても らうのか、そういうことも含めながら、これか ら一層また研究をしながら各学校にお願いをし ていかなくてはいけないと思いますし、小学校 には、先ほど山口委員の質問の中でありました けれども、体育振興指導教員、専門家を少しで すけれども、全部の学校ではありませんけれど も、派遣して、こういった運動の方法がありま すよとか、そういった指導にも行っております ので、少しずつではありますけれども、そう いったことを広めながら検討していきたいと

思っているところでございます。

○中村委員 そういった中で、小学校あたりによっては、スポーツ少年団あたりに理解のない校長先生たちもいらっしゃるんですね。だから、そういった中では、学校体育で補えないものをスポーツ少年団が担っているということについては、いろんな行事の中でも御協力をいただいて、そして、社会体育と学校体育、いわゆる学校の理解が得られないと、もし先ほど課長おっしゃったように、本県は、スポーツ少年団に入っている比率が高いわけですから、そのためにこの二重丸があるのではないかと、もし学校体育だけだったら、これだけ二重丸はないんじゃないかという気がしますんで、ぜひ、その点を(聴取不能)していただきたい。

それから、学校政策課長にちょっとお伺いし ますが、平成18年度宮崎県学校教育改革推進協 議会の中で、8ページですが、協議のまとめの 囲みの欄の下から3行目ぐらいに、「盲・聾・ 養護学校を複数の障がいに対応することのでき る特別支援学校へ移行することが可能になった ことから……」、こういったことを含めた整備 を検討はしていただく、このように書いてある んですよね。このことについて、盲・聾のお母 さんたちといろいろ話をしてみたんですが、こ の人たちはですね――私の子供は知的障がい者 ですから、養護学校の方に属する部分なんです が、もう年をとってますけど。盲・聾のお母さ んたちは、物すごくプライド持っていらっしゃ るんですね。「私とこの子供は、養護学校の知 的障がい者等とはなじめないのだ。盲・聾は、 耳が聞こえなかったり、お話ができなかったり するけど、頭については、知的あたりと一緒に はしたくない」と、強いことでしたね。だか ら、ここは同じ特別支援の学校ということにつ

いては、甚だ反対をされていました。ですか ら、これは識者の方が言葉で言うだけのことで あって、本当に障がい者の盲・聾あるいは知 的・精神、いろいろあるわけですけれども、そ の辺の人たちから事情を聞いてやらないと、大 きな間違いを起こすんじゃないか。この前、お 話ししたときですね、「私たちの子供は、言葉 は話せません。耳は聞こえませんけど、いろい ろ手話があったり、学力的にはそこ辺と一緒に してもらっては困るんだ。もっともっと伸びる 可能性を秘めているんだ」、このような話なん です。知的障がい者の子供たちは少しずつしか 伸びていけませんけど、この子供たちは、与え ることによってはぐっと伸びるんだと、物すご くプライドを持ってお話をされましたが、こう いうことについては、そういう現場の盲・聾の 皆さんからもいろいろ事情聴取をしながら、こ ういうことを考えていらっしゃるのかどうかを お伺いをしたいと。

○渋谷特別支援教育室長 今、委員の方からご 指摘のあったようなことをお伺いしておりま す。それは今年度、法上、特別支援学校に変わ るということに伴いまして、その学校名をどう するのかということをもう既に検討に入ってい るところでございます。そういった中で、特 に、盲学校、聾学校については、長い教育の歴 史もございます関係上、直接的に学校変更とい うことについては、校長さんを初めにして学校 の先生方、それから、保護者の方々の意見をお 聞きしたところ、そういうことを聞いておりま す。ただ、盲学校につきましても、延岡と都城 にある聾学校につきましても、それぞれ生徒数 の減、もしくは地域性の問題、さらには、聾学 校においては障がいの重複化が進んでいると いったようなことを考えますと、やはり特別支

援学校に移行するのかしないのかということも 含めて、検討することが必要であろうというふ うに考えております。こういう御提言を受けた ところでございますので、それぞれ保護者の 方々、OBの方々、そういった方々の意見も聞 きながら進めてまいりたいというふうに思って おります。以上でございます。

○中村委員 そういう事情をお聞きになっておればいいんですが、そういう意見がありましたので、これは十分気をつけて、伸びる子供たちが同じ並列にならないように、やっぱりその学校に移行しても、そういった分野はつくってやらないと一列にいかないんだと、私ども知的障がい者の関係の者にとっては、カチンと来るんですが、彼らは非常にプライドを持って、みんなと変わらないんだ、ただ、耳が聞こえない、言葉が話せないだけのことであって、もっともっと能力を兼ね備えておって、与える教育によっては普通の人よりかより以上の能力を持っているんだということですから、十分、その辺を理解をしていただきたいと思います。

〇山口委員 高等学校卒業予定者の就職内定状 況についてお聞かせください。一部議会もそうですが、特に執行部にありましては、5ページの一番下の部分でありますように、要は、卒業生を送り出した後に、県内、県外全体での就職率がどうであったかということを成果として議論する向きがありますが、実質的には就職された方が、極端な場合は1年以内に、あるいは2年3年勤め切れずにやめてしまう、あるいは帰ってくるという実例がたくさんあるんですね。私は、詳細なデータを持ち合わせてませんから、そのことについては何とも言えませんが、少なくとも、話を聞く中では、かなりの数に上ると思われます。

そこで、お尋ねしたいのは、この就職希望者数は結構ですから、就職内定者数、それに内定率に対して、県内、県外含めて仕事が――今、求職先がないがゆえに、県内の内定率が50.5%にとどまっているんですか。あるいはあるんだけれども、本人の志向する部分とは違うために、このような状況になっているんですか。ちょっとそこらをお聞かせいただけませんか。

○白川学校支援監 そのことにつきましては、 正確なデータはございませんけど、やはり特に 県内志向の生徒たちが県内の方では6対4ぐら いの割で県内が多くございます。さらに、女子 の方が7対3ぐらいで県内が多いというような 状況等があるわけでございます。そうします と、どうしても求人倍率は高くはなってきてお るんですが、ただ、希望とする職種のいわゆる 求人が乏しかったりとか、あるいは職場がどう も自分に合わなかったりとかいうようなこと で、現在、まだ仕事場を探しているというよう な状況等もございます。

ちなみに、求人の倍率でございますけど、県外では5.71倍、それから県内では1.01倍と、これでも上がってきているところでございますけど、県内では非常に少ない状況にはございます。そして、また一方では、その宮崎県の場合、県内では例年求人表が出るのが遅いというような状況がございますので、これにつきましても、早め早めに出していただけるようにということでお願いを申し上げて、現在に至っているというような状況でございます。以上でございます。

〇山口委員 就職後すぐやめてしまう、あるい は宮崎の方に帰郷してくるという実例を見る と、この最終的な就職内定率が基準になった中 で、結局、ミスマッチングという表現をされま すよね。行きたくないところだったけども学校 が勧めたから、先生が勧めたから行ったけど、 やっぱり合わなかったという、そういう結果で 辞職する子供が多いんだろうと思いますが、今 の御説明では就職内定率は、県内は5割、県外 は7割を超えてますが、新卒者、いわゆる高校 卒業予定者に対する求人倍率は県内は1を超 え、県外は5を超えている。ですから、現時点 では、本人の能力とか、向こうから求められた 技術力とかあるかもしれませんが、そこらと本 人の希望を含めてこの状態であって、就職先と いう意味では今説明ありましたように、かなり あるんだということでよろしいですね。

○白川学校支援監 はい。求人倍率を見てみますと、求職の人数に対しまして倍数は上がっておりますので――上にありますので、そのように判断はいたしております。

〇山口委員 ありがとうございました。

〇十屋委員 済みません、1点だけ教えてください。教育改革推進協議会の9ページの「学校カウンセラーやハートサポーターを積極的に活用する」、ハートサポーターというのをちょっと教えていただきたいのと、以前にも質問したことがあるんですが、中途退学・不登校も含めて400~500人いなくなるということで、要は、生徒と先生たちとの信頼関係もあるんでしょうけど、そういった相談できる体制が学校それぞれ整っているのかどうかですね、そのあたりちょっと教えてもらえますか。

○飛田学校政策課長
 まず、ハートサポーター
 についてお答えをさせていただきますが、中途
 退学等、それだけじゃないんですが、いろんな
 教育相談の意味も含めて、相談体制を県が特別
 に──先生方が当然校内で相談体制をとっていくことも大事ですが、それにプラスしてもっと

専門的にやっていただくという意味で、実は、 定時制・通信制高校にはそれぞれ一人ずつハートサポーターという名前の、教職を経験された 方とか、そういうようなことにかなり理解がある方にその専門に、非常勤ですが、行っていただくというような形をとっております。そのほかにも、例えば、中途退学対策対応教員とか、高等学校カウンセラーとか、生徒指導支援教員とか、そういう枠外に職員を計21校に配置をしております。そういう体制をとっております。

それから、もう一つは、各学校に教育相談部とか、あるいは不登校対策委員会とかいうものを設置をお願いしております。ですから、学校では個々に、何といったらいいでしょうかね、相談室の看板を上げていただいたり、あるいは教育相談だよりを出していただいたり、「どうぞ、相談においでください」というようなことを広く子供たちに伝わるような体制をとっていただいているところです。以上でございます。

○十屋委員 相談する側にとっては、看板があるとなかなか行きにくいのかなという反面もあるのかなと思いつつ、わかりやすいのはわかりやすいんですけど──ということは、ハートサポーターは教職を取られた○Bの方で生徒指導にたけている方というふうに理解してよろしいんでしょうかね。

○飛田学校政策課長 多くの方がそういうよう な教育にかかわりのある方であったというふう に御理解いただけるといいと思います。

それから、先ほどちょっと言葉足りませんでしたので、補足させていただきますが、当然、ある時期には子供たちにアンケートをとって、何か相談はないかとか、そういう特別なことじゃなくて、一番大切な日常的に担任が朝、顔を見て「お、語ろうか」というようなことなん

かが大事だと思いますね。そういうこともいろ んな会を通じてお願いをしているところです。 以上でございます。

〇十屋委員 最後です。8ページの特別支援教育の学校の中で、分校は小林をイメージができるんですが、分教室というのがちょっとイメージできないんでどういう言葉の、これからニュアンスでどういうふうな教室なのかなというのをちょっと教えてもらえますか。

〇渋谷特別支援教育室長 御案内のとおり、 今、西諸県に小林校をつくって分校を設置して おります。分校には一応都城養護学校の校長が 校長としておるわけですが、そこに、小林校の 方には教頭以下先生方がいらっしゃいます。教 室についても複数用意しておるところです。た だ、養護学校の教育が必要な子供というのは非 常に少人数に限られた場合に、分校というとこ ろまではいかないけれども、一つの教室をつ くってそこで養護教育ができないかといった場 合に、そこに先生を配置して、校長、教頭は別 なところにいらっしゃる。例えば、小学校、中 学校の養護教室を1つ使ってやるといったよう なものを分教室ということで、全国的には、こ の分教室ということは既に実施されているもの でございます。以上でございます。

〇十屋委員 わかりました。

〇外山良治委員長 いいですか。報告事項について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 ないようですが、その他何 かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 ないようでございます。

それでは、以上をもって教育委員会を終了い たします。 執行部の皆様、大変御苦労さまでございまし た。

暫時休憩をいたします。

午後0時2分休憩

午後1時15分再開

〇外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、企業局長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いをいたします。

〇日高企業局長 それでは、企業局について御 説明申し上げます。お手元に配付をいたしてお ります資料によりまして、説明をさせていただ きます。

本日は、私ども企業局提出議案はございませんが、報告事項が1件ございます。お手元に文教警察企業常任委員会資料というのがございますが、これをめくっていただきまして、目次がございますが、「平成18年度各事業の事業実績について」ということで報告をさせていただきます。

資料の1ページでございますが、まず、1の電気事業でございます。今年度上半期は、例年に比べまして4月と7月に降雨量が多かったために、表の中ほどの上期計というところでございますが、供給電力量が目標の3億6,956万3,000キロワットアワーに対しまして、4億1,851万2,000キロワットアワーということになりまして、達成率が113.2%ということになっております。

料金収入は、その右の方でございますが、料 金収入につきましては二部料金制、基本料金と 電力量料金ということで、こういうものを採用 いたしておりまして、約9割が固定料金、それから1割が電力量による変動部分ということになっておりますことから、目標の25億5,222万3,000円に対しまして、26億3,461万円という実績でございまして、達成率が103.2%というふうになっております。

9月下旬から11月下旬まではほとんど雨が降らない状態が続きましたので、供給電力量が10月、11月はここにございますように、目標の37.1%、63.2%ということで大きく下回ったところでございます。しかしながら、上半期の実績が目標を大きく上回っていたということもございまして、11月までの供給電力量の実績は、合計欄のところでございますが、目標の4億2,618万キロワットアワーに対しまして、4億4,540万1,000キロワットアワーということになり、達成率が104.5%ということになっております。

その右の料金収入が目標の33億3,306万5,000 円に対しまして33億9,156万7,000円ということ で、達成率が101.8%というふうになっておりま す。なお、参考といたしまして、下の方に過去 3カ年の実績を記載しておりますが、説明は省 略をさせていただきます。

次は、資料の2ページでございます。2の工業用水道事業でございます。上半期の給水量は、実質給水実績全体の大体半分ぐらいを占めております株式会社の日向製錬所というところがございますが、ここにおきまして7月から9月にかけまして、電気炉の改修を行いまして、その分、水を使わなかったということがございまして、中ほどのところにございますが、目標の722万5,572立米に対しまして、685万6,368立米ということになりまして、達成率で94.9%ということになっております。

料金収入の方も目標の1億7,705万4,000円に 対しまして1億7,541万1,000円ということで、 達成率で99.1%ということになっております。

10月以降につきましては、先ほど申し上げました日向製錬所の改修も終わりまして、11月までの給水量が合計のところでございますが、目標の963万4,096立米に対しまして935万404立米ということで、達成率が97.1%ということになっております。

料金収入は、目標の2億3,607万2,000円に対しまして2億3,477万9,000円ということで、達成率が99.5%ということになっております。なお、参考として、過去3年の実績を下の方に記載しております。

それから、右の方の資料の3ページをごらんいただきたいと思いますが、地域振興事業でございます。地域振興事業、すなわち一ツ瀬川の県民ゴルフ場でございますが、これにつきましては、本年度から指定管理者制度を導入いたしまして、指定管理者として、財団法人の一ツ瀬川県民スポーツセンターが運営を行っております。

ゴルフ場運営つきましては、御承知のとおりでございますが、ゴルフ場間の料金値下げ競争の影響等によりまして、厳しい環境が続いておるわけでございます。今年度は、大きな台風等の影響も特にはなく、クローズが昨年は14日間ということでございましたが、ことしは3日間にとどまったこと等から、上半期の利用者数が目標の1万6,177人に対しまして約1,400人ふえておりまして、1万7,593人ということになっております。達成率で108.8%ということになっております。

それから、料金収入でありますが、料金収入 につきましては、指定管理者から毎月納付金と いう形で189万ずつ納付されるということになっておりますが、予定どおり納付をされておりまして、達成率が100%ということになっております。

10月以降も天候に恵まれまして、目標を上回る利用者数でございまして、11月までの利用者数の実績が、目標の2万2,231人に対しまして2,500人ぐらいふえておりまして、2万4,777人ということで達成率で111.5%というふうになっております。

料金収入につきましても、指定管理者からの納付金ということで100%納入されておるということでございます。

この資料に書いてございませんが、65歳以上の高齢者の利用というのが近年ふえてきておりまして、これは平日でございます。土・日の方は普通一般の人と一緒の料金でございまして、区分を特にいたしておりませんので、平日でございますが、平日の利用者の大体42%は高齢者であるというような状況になっておるところでございます。なお、参考といたしまして、過去3年の実績を記載しております。説明は省略いたしますが、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

〇外山良治委員長 執行部の説明が終了しましたが、報告事項についての質疑はありませんか。

〇山口委員 頭が悪いと言われればそれまでですが、電気事業と工業用水事業についてちょっと教えてください。上半期合計の電力量の供給目標に対し料金収入目標を設定し、113.2%に対して103.2%とか、この目標率と実績、それに対する収入の達成率との差はどう理解したらいいんですかね、このギャップは。

〇古賀総務課長 4月の供給電力量と実績の欄

をごらんいただきたいと思います。4月の供給目標量は5,456万キロワットアワーでございます。実績が5,989万9,000キロワットアワーとなりますと、目標の5,456万キロワットアワーまでは料金収入で申しますと、そのまま目標の4億1,798万5,000円という収入になります。目標と実績の差というのが約500万ぐらいございますけれども、これについては、1キロワットアワー当たり1円の料金収入が得られるという格好になります。ですから、目標の料金収入プラス目標と実績の供給電力量の差の1円分というのが料金収入としてふえまして、その分が実績の収入で4億2,875万6,000円という格好になります。

〇山口委員 おっしゃいます 4 月度だけを例に とったら達成率が109.8%になった場合には、収 入達成率も左のようになるわけではないんです か。累積の計算みたいになってるから、こうい う形になるんですかね。

○古賀総務課長 この数字があれですけども、 例えば、目標電力量が100万だったとします。実 績も100万ということの場合は、1億円なら1億 円の収入が得られると、今度は110万実績があり ましたと、そうしますと、10万分については、 1円余計収入が得られるという格好になりま す。ですから、目標では、単純に申します と、10%供給電力量がふえているんですけれど も、料金収入としては1円しかふえたことにな らない、1%しかふえたことにならないという 格好になります。

〇山口委員 工業用水道事業も同じ判断になる んですか。

〇古賀総務課長 工業用水道事業の場合は、実 給水料金と、これが10円40銭です。それと未達 水量の6円、この差額分の4円分が動いてくる という格好になります。

〇外山良治委員長 いいですか。

〇山口委員 はい。頭が悪かったという感じで すね。

○日高企業局長 同じような説明になるかもしれませんけども、電力料金の方は、固定料金制度というものと、それから、その実際に使った水の量に比例して料金が変わるという2つの料金体系をとっておりまして、実際に使った水に反映していく分については1割しか反映されないということでございまして、ですから、100% ふえたときに10%しか料金収入としてはふえないということでございます。一方、固定的に水が一電力が発生してもしなくても保証するような形の料金体系になっておるもんですから、そういうことで1割しか実際の使った水の量の反映分というのは料金の増減に反映しないということでございます。

それから、工業用水道の場合には、実際に使った水の量が減ると通常は実際の料金が、例えばゼロになれば、そのまま料金も同じようなパーセントで減ってくるわけでございますが、使わなかった分については、未達料金という形になっておりますので、使った分は10円40銭、使わない分については6円ということになっていますんで、そのままのパーセントで減っていかないというような形になっておるわけでございます。以上でございます。

〇外山良治委員長 ほかありますか。ないですね。

その他、何かありませんか。

〇山口委員 知事が早晩逮捕されるのかどうか よく知りませんが、今、県政史上問題となって おります官製談合の件についてですけれども、 指定管理者制度は別として、企業局としても幾 分仕事を発注するわけですよね。もちろん、発 電機とかあるいは変電所という納入業者との関 係で、後々のメンテナンスがある程度限定され てしまうというのは仕方ないにしても、例え ば、塗装であるとか、結構、皆さん方としても 仕事の発注はあるわけですよね。今回の事件を 見たときに、地方公営企業法という、ある意味 では独立した法人の顔を持った組織でもありま すから、皆さん方として、新たな入札方法なん ていうのはお考えになっているんですかね。そ れとも、それはもう知事部局でやられたことに 従うという形になるんですかね。

○日高企業局長 企業局は、公営企業会計ということではございますが、発注という点におきましては、同じ県の工事の発注ということになるわけでございます。従来からの入札制度、あるいは契約制度につきましては、知事部局に準じた形で実施をしておるという状況でございます。

企業局独自、私も企業局独自の制度というのは考えられるのかなということをいろいろちょっと考えたこともございますが、やはり建設業の種別にしても、一般の建設業の種別と一緒でございます。もちろん電気とかいろいる知いではございますが、そういったことで一緒、同じような形でございますが、おり扱いを行っておるところでございます。一部は指名業者の数については、人数をちょっとふやしている部分はございますけれども、基本的には同じような制度をとっているところでございます。

今回の事件に関しましても、やはり入札制度 の見直しというのは、これは当然行っていかな きゃいけないわけでございまして、これについ ては知事部局と歩調を合わせて、知事部局と連携をとりながらいろいろ協議をしていかなきゃいけないというふうには思っているところでございます。

〇外山良治委員長 いいですか。

〇山口委員 はい。

〇外山良治委員長 ほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

〇外山良治委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、11日(月曜日)の1時15分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 それでは、11日の委員会は 1時15分開会と決定いたします。

なお、採決終了後に1月23日(火曜日)の閉会中の常任委員会についても、御協議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様には長時間お疲れさまでございま した。

午後1時35分散会

午後1時14分開会

出席委員(8人)

委 員 長 外 山 良 治 副 委 員 長 湯 浅 一 弘 委 員 松井繁 夫 委 員 外 山 三 博 委 員 中村幸一 委 員 蓬 原 正 三 委 員 十 屋 幸 亚 委 山口哲雄 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主査
 千知岩 義 広

 議事課主任主事
 大 野 誠 一

〇外山良治委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第5号は原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。「教育及び警察行政の推進並びに公営 企業の経営に関する調査」につきましては、引 き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思い ますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 御異議ありませんので、こ

の旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 それでは、お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 それでは、そのようにいた します。

暫時休憩いたします。

午後1時15時休憩

午後1時23分再開

〇外山良治委員長 委員会を再開いたします。

閉会中の常任委員会についてであります。来 月1月23日の閉会中の常任委員会につきまして は、先ほど出ましたいじめの問題、それから教 育委員会の課題とあり方等について意見をお伺 いすると。第3点目は、ミサイル発射、核実験 時における県警察本部としての対応についてお 伺いをすると、海岸線400キロだったと思います が、こういった本県独特の地形、本県の拉致対 策については、どうなっているのか、それと、 先ほど申し上げたようにミサイル発射、核実験 時における「国民保護法」という法に照らし て、宮崎県警のとった態度について具体的に説 明を求めると。それから、第4点目、松井委員 がお話になった点ついては、常任委員会の所掌 する事務と若干違うのかなという気がいたしま したが、正副、特に副委員長の方から、県警の 方にこういったことで打診をしていただきまし て、見解をお伺いし、その後、ここまでならば 報告ができるという点についてのみ報告をして

いただきたいと――話をしてみたいと思います。こういった点についてでいいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇山口委員** 年末年始の歳末警戒含めてという のが入ってなかったと思いますが、よろしくお 願いいたします。
- ○外山良治委員長 その点、失礼しました。わかりました。それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇外山良治委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様にはお疲れさまでございました。 午後1時31分閉会